

2016年(平成28年)1月25日

藤沢市教育委員会
委員長 小竹 伊津子 様

藤沢市情報公開審査会
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する異議申立てについて(答申)

2015年(平成27年)7月17日付けで諮問された「平成23年度における「いじめに関するアンケート調査報告」のワークシートに関する、市教育委員会での特定非営利活動法人湘南DVサポートセンターに対する管理体制を示す文書一式」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市教育委員会(以下「実施機関」という。)が「平成23年度における『いじめに関するアンケート調査報告』のワークシートに関する、市教育委員会での特定非営利活動法人湘南DVサポートセンターに対する管理体制を示す文書一式」の行政文書公開請求に対し、2015年(平成27年)6月1日付けで行った行政文書不存在を理由とした行政文書公開拒否決定処分は妥当である。

2 事実

(1) 異議申立人は2015年(平成27年)5月18日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定により、「平成23年度における『いじめに関するアンケート調査報告』(以下「調査報告」という。)のワークシートに関する、市教育委員会での特定非営利活動法人湘南DVサポートセンター(以下「湘南DVサポートセンター」という。)に対する管理体制を示す文書一式」の行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書について、取得した事実がないうえに

作成した記録もないことから，不存在であるとして，異議申立人に対し同年6月1日付けで，行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 異議申立人は同年7月7日付けで，実施機関に対し，本件処分の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

(4) 実施機関は，2015年（平成27年）7月17日付けで，藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し，条例第18条の規定により，本件異議申立てについて諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は，本件処分を取消すとの決定を求める，というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに口頭意見陳述によると，異議申立ての理由は次のとおりである。

ア 実施機関による本件処分の行政文書公開拒否決定通知書の「拒否する理由」では「『いじめ防止プログラム』に関する事務は組織改正に伴い教育政策推進課から教育指導課に移管されたが，平成23年度における『調査報告』のワークシートに関する，市教育委員会での湘南DVサポートセンターに対する管理体制を示す文書一式については，教育指導課が取得した事実がないうえに教育政策推進課が作成した記録がなく，存在しておりません。」とするが，教育政策推進課が作成した「藤沢市平成22年度事務事業評価シート学校支援事業関係費」（以下「事務事業評価シート事業関係費」という。）の「4，事務事業の自己評価 1 必要性の評価において「税金で実施するにふさわしい事業で，市民への説明責任も果たせる」にチェックがされているのは明白であり，教育政策推進課が管理文書一式等作成して当然である。更に，「調査報告」の期間中である平成21年9月藤沢市定例議会において，当時の教育総務部長は，「新たに設置された教育政策推進課にアドバイザーの「いじめ防止プログラム推進員」として，このプログラムを開発・実践している湘南DVサポートセンター代表を配置」と答弁している。アドバイザーとして湘南DVサポートセンター代表を配置していたのは教育政策推進課であり，「いじめ防止プログラム」に関する事務事業の担当課も同じ教育政策推進課で管理は当然であり，また，神奈川県教育委員会は「調査報告」の調査が開

始される前年の平成18年に「いじめにかかわったり，いじめを放置・助長した教員に，懲戒処分を適用する」と公言している。教室に同席していた教員が「調査報告」で子どもたちが訴えた個々のいじめに対しての事実確認をしていないとなるとそれは「放置」に値し，神奈川県教育委員会も関与する問題となる。「放置」していなければ，教員たち，学校は個々のいじめの事実確認等をしているはずで，保護者や地域住民にも報告がされたはずだが，保護者や地域住民に報告がない。教室に同席していた教員は，子どもたちから訴えがあった個々のいじめの事実調査，事実確認し，保護者にも報告すると同時に，いじめ件数として教育委員会に報告をしていて当然である。以上の理由から，移管した教育指導課は教育政策推進課から管理体制を示す文書一式等を取得しているはずで，処分を取消し，再度行政文書開示を求める。

イ 教育委員会は「業務委託事業でない湘南DVサポートセンターに対する管理体制を示す文書を作成する必要性の直結するものではない。よって，異議申立人の論拠とするものではない」と主張しているが，第2部藤沢市教育振興基本計画進行管理において，「いじめ防止プログラム推進事業 担当課・教育政策推進課」とし，教育委員会は市民に公表している。湘南DVサポートセンターの「いじめ防止プログラム」における情報等は管理されていたことは明白である。また，教育委員会は「湘南DVサポートセンターが作成したホームページ上に一時期掲載されたものの，掲載はふさわしくないと判断し削除が行われた，以上のことはすでに異議申立人に報告済みである。」と主張しているが，非公開理由説明書には「ふさわしくないと判断した理由が記載されていない。神奈川県教育委員会からは，調査報告に対し「まず当該の学校が丁寧に対応すべきであり，学校の設置者である当該教育委員会は学校と連携をとり対応すべきと考えます。」との意見をいただいている。この意見を教育委員会は神奈川県教育委員会に確認している。神奈川県教育委員会は，神奈川県市町村教育委員会に指導，監督，助言等する立場であり，また，調査報告の情報を教えてくれた文部科学省の方からは「文部科学省は公的機関。公表しているいじめ認知件数と子どもが学校で伝えているいじめ事実が1つでも真実と相違しては問題あり。学校及び教育委員会は，湘南DVサポートセンターの調査報告に報告されているいじめの1つ1つの事実関係調査をすべきである。」との意見をいただいている。藤沢市教育委員会も公的機関である。教育委員会が推進している「いじめ防止プログラム」の調査報告に伝えられている個々のいじめの事実確認をしていないと推進するのは不可能であり，処分，削除した行為を把握しながら，「推進」を公表しているのであ

るから、調査報告に関する情報は正確・的確に管理されているはずである。

ウ 「いじめ防止プログラム」は長年市民の貴重な税金を使用した事業であり、湘南DVサポートセンターは平成23年度にインターネットに掲載した調査報告は、いじめの定義に従い、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめられた児童生徒の気持ちを重視した対応、情報管理等が実行されていて当然であると思われる。条例の「市民の知る権利を保障し、市政を市民に説明する責務を全うされるようにすることが重要である。」を遵守し、管理文書が作成されていて当然であり、作成されていないなど常識的に考えられないことから、本件処分を取消し、再度行政文書公開請求を求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると、実施機関が本件処分を行った理由は次のとおりである。

(1) 異議申立人は湘南DVサポートセンターが作成した「調査報告」について論述しているが、この調査報告は湘南DVサポートセンターが「いじめ防止プログラム」を効果的に行うために生徒に任意で記入、提出してもらったワークシートを基に作成されたもので、学校及び湘南DVサポートセンターがいじめの発見を目的として行っているものではなく、提出後は湘南DVサポートセンターの責任において処分が行われている。「調査報告」は提出を受けたワークシートをもとに、湘南DVサポートセンターが作成したホームページ上に一時的に掲載したものの、掲載はふさわしくないと判断し削除が行われた。以上のことは、すでに異議申立人にも報告済みである。次に、異議申立人は異議申立理由書の中で「教育政策推進課が作成した『事務事業評価シート事業関係費』の4、事務事業の自己評価 1 必要性の評価において、『税金で実施するにふさわしい事業で、市民への説明責任も果たせる』にチェックがされているのは明白である。」「条例を遵守し『市民への説明責任を果たせる』と明記しているがゆえに、教育政策推進課は管理文書一式等作成していて当然である。」と論述しているが、この項目にチェックが入っていることについては、「いじめ防止プログラム推進事業」等、学校支援事業関係費で行った事業について問うものであり、業務委託事業ではない湘南DVサポートセンターに対する管理体制を示す文書を作成する必要性に直結するものではない。よって異議申立人の論拠とするものではない。続いて、「この調査が実施されていた授業中に教員が教室に同席していたことも明白である。」「教室に同席していた教員は、子どもたちから訴えがあった個々のいじめの事実調査、事実確認し、保護者にも報告

すると同時に、いじめ件数として教育委員会に報告して当然である。」等々の記載があるが、いじめ防止プログラムにおけるワークシートは、先述のとおりこれまでの生徒個々の経験を振り返り、いじめ防止プログラムを効果的に行うためのものであり、その時点でいじめを発見するためのものではない。当然、その年の学校のいじめ認知件数と「調査報告」との数値も一致しない。このように平成23年度における「調査報告」のワークシートに関する、教育委員会での湘南DVサポートセンターに対する管理体制を示す文書一式は存在せず、異議申立人の主張には理由がなく、認容できるものではない。

よって、実施機関による本件処分に不当はなく、異議申立人の主張には理由がないことから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

異議申立人の本件請求の趣旨は、「平成23年度における『いじめに関するアンケート調査報告』のワークシートに関する、市教育委員会での湘南DVサポートセンターに対する管理体制を示す文書一式」の行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

ア 実施機関は、「いじめ防止プログラム」に関する事務は組織改正に伴い教育政策推進課から教育指導課に移管されたが、平成23年度における「調査報告」のワークシートに関する市教育委員会での湘南DVサポートセンターに対する管理体制を示す文書一式については、教育指導課が取得した事実がないうえに教育政策推進課が作成した記録がなく、本件請求に係る文書は存在しないとすることから不存在であるとして、本件処分を行った。

イ これに対し、異議申立人は、教育政策推進課が作成した「事務事業評価シート事業関係費」の4、事務事業の自己評価 1 必要性の評価において、「税金で実施するにふさわしい事業で、市民への説明責任も果たせる」にチェックがされているのは明白であり、教育政策推進課が管理文書一式等作成して当然であり、移管された教育指導課が文書等管理して当然であること。更に、「調査報告」の期間中である平成21年9月藤沢市定例議会において、当時の教育総務部長は、「新たに設置された教育政策推進課にアドバイザーの「いじめ防止プログラム推進員」として、このプログラムを開発・実践

している湘南DVサポートセンター代表を配置」と答弁している。アドバイザーとして湘南DVサポートセンター代表を配置していたのは教育政策推進課であり、「いじめ防止プログラム」に関する事務事業の担当課も同じ教育政策推進課で管理は当然であり、また、神奈川県教育委員会は「調査報告」の調査が開始される前年の平成18年に「いじめにかかわったり、いじめを放置・助長した教員に、懲戒処分を適用する」と公言している。教室に同席していた教員が「調査報告」で子どもたちが訴えた個々のいじめに対しての事実確認をしていないとなると、それは「放置」に値し、神奈川県教育委員会も関与する問題となる。「放置」していなければ、教員たち、学校は個々のいじめの事実確認等をしているはずで、保護者や地域住民にも報告がされたはずだが、保護者や地域住民に報告がない。教室に同席していた教員は、子どもたちから訴えがあった個々のいじめの事実調査、事実確認し、保護者にも報告すると同時に、いじめ件数として教育委員会に報告をしていて当然である。以上の理由から、移管した教育指導課は教育政策推進課から管理体制を示す文書一式等を取得しているはずで、処分を取消し、再度行政文書開示を求めると主張している。

ウ 更に、異議申立人は、教育委員会は「業務委託事業ではない湘南DVサポートセンターに対する管理体制を示す文書を作成する必要性の直結するものではない。よって、異議申立人の論拠とするものではない。」と主張しているが、第2部藤沢市教育振興基本計画進行管理において、「いじめ防止プログラム推進事業 担当課・教育政策推進課」とし、教育委員会が市民に公表している。湘南DVサポートセンターの「いじめ防止プログラム」における情報等は管理されていたことは明白である。また、「いじめ防止プログラム」は長年市民の貴重な税金を使用した事業であり、湘南DVサポートセンターは平成23年度にインターネットに掲載した調査報告は、いじめの定義に従い、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめられた児童生徒の気持ちを重視した対応、情報管理等が実行されていて当然であると思われる。条例の「市民の知る権利を保障し、市政を市民に説明する責務を全うされるようにすることが重要である。」を遵守し、管理文書が作成されていて当然であり、作成されていないなど常識的に考えられないことから、本件処分を取消し、再度行政文書公開を求めるとしている。

エ これに対して、実施機関は、教育政策推進課が作成した「事務事業評価シート事業関係費」の4、事務事業の自己評価 1 必要性の評価において、「税金で実施するにふさわしい事業で、市民への説明責任も果たせる」にチェッ

クがされているのは、「いじめ防止プログラム推進事業」等、学校支援事業関係費で行った事業について問うものであり、「いじめ防止プログラム推進事業」の「いじめ防止プログラム」の実施にあたっては、湘南DVサポートセンターへの業務委託事業ではないため、本件請求の対象となっている平成23年度当時の担当課である教育政策推進課に湘南DVサポートセンターの管理体制を示す文書は存在しておらず、湘南DVサポートセンターから関係文書を取得した事実もなかった。そのため、平成25年度の組織改正に伴う部内事業見直しにより「いじめ防止プログラム推進事業」を引き継いだ教育指導課においても、本件請求に係る行政文書は存在していないことから、平成23年度における「調査報告」のワークシートに関する教育委員会での湘南DVサポートセンターに対する管理体制を示す文書一式は存在せず、異議申立人の主張には理由がなく、認容できるものではないとしている。

オ 以上のことからすると、平成23年度における「調査報告」のワークシートに関する教育委員会での湘南DVサポートセンターに対する管理体制を示す文書一式は不存在であるとする実施機関の主張については、必ずしも不合理もしくは不自然な点はないものと認められる。

カ したがって、本件請求に対する行政文書は存在しないとする実施機関の処分は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 等 |
|------------|---------------------------|
| 2015. 7.17 | 実施機関から審査会へ諮問書の提出 |
| 7.29 | 審査会から実施機関へ非公開理由説明書の提出要請 |
| 8.17 | 実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出 |
| 8.20 | 審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付 |
| 9. 8 | 異議申立人から審査会へ意見書の提出 |
| 9. 9 | 審査会から実施機関へ異議申立人の意見書の写しの送付 |
| 12. 7 | 異議申立人への意見聴取 |
| 12. 7 | 実施機関への意見聴取 |
| 12. 7 | 審議 |
| 2016. 1.25 | 答申 |

第15期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2014年2月1日～2016年1月31日)

| 氏名 | 役職名等 |
|--------------------------|--------------------------------------|
| 安富 潔 | 慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授 |
| 小澤 弘子 | 弁護士 |
| 青木 孝 | 弁護士 |
| 中津川 彰 (2015年11月18日辞任) | 弁護士 |
| 金井 恵里可 | 文教大学国際学部准教授 |

会長 職務代理者